

しんとつかわ

議会だより

No.78

2019.2

HOKKAIDO SHINTOTSUKAWA TOWN



青空のもと、雪まつりを楽しむ

特集

今期4年の歩みから次につなぐ2

- ずばり、町政を問う！ 5
- 審議レポート 9

- 情報発信 12
意外と知らない議会のルール
インフォメーション

今期4年の歩みから 次につなぐ

平成27年町議会議員選挙から3年と10か月が経過。今任期も残すところ2か月余りとなりました。

5人の新人議員を加え、新たに結成された今議会。4年間の取組みを振り返るとともに、次期につなげる新十津川町議会の目指すべき姿を特集します。

4年の軌跡 ～新たな取組み～

まちづくりワークショップの開催



「安心して住み続けることができる新十津川町を目指して」、「新十津川町議会のあるべき姿」の2つのテーマで町民の方と一緒に考えるワークショップを2回開催。課題を共有するとともに、この町で暮らす町民として町の将来像を考察しました。

テレビモニターで傍聴



議員が行う一般質問に関心が寄せられ、40名を超える傍聴者が来場。傍聴席に座りきれず、別室でモニター中継を実施。新聞でも取り上げられ、町民の議会への関心の高さが広く知れ渡りました。

議会かたるベサロンの開催



議会報告会の他、町民の声を聴く新たな活動として開催。まちなかサロン「ふれあい横丁」に議員が交代で在中。来場した町民の方とゆっくりお話することができました。

議会講演会の開催



札幌大学浅野一弘教授をお招きし、「みなさんの、みなさんによる、みなさんのための新十津川町議会」と題した講演会を開催。町民はもとより、近隣の町からも聴きに来るなど大きな関心のもと、議会がどうあるべきかを考える機会となりました。

フェイスブックの開始



インターネットを活用し、議会の活動をタイムリーに発信。若い世代にも活動状況を知っていただけるよう取り組みました。

議会だよりのリニューアル



議会の活動報告から興味を持って読んでいただけるよう紙面の内容を変更。町長と議長の対談などといった特集企画を盛り込み、読みたいと思える議会広報誌の作成を行いました。

次期につなげる

議会のあるべき姿

議員定数等調査特別員会では、次期に向けた議員定数、報酬額への考えと共に、議員個々がやりがいを感じ、安心して活動できる環境整備と「議会」がいかにあるべきかの原点に立ち、検討を進めてきました。

【議会活動の強化】

1 議員の資質向上

行政に対して具体的提言する力量、議論できる能力の向上を図り、住民の信頼にこたえ、より住みよい町づくりを進める。

- ・資質の向上と知識の習得
- ・研修計画の策定と計画的かつ効果的な研修体系の構築

2 監査委員の選任

議会がもつ検査権、監査の請求権、調査権に基づく監視機能に特化する。

- ・議員からは監査委員の選出は行わない。

3 各種審議会等の委員の就任

二元代表制及び住民自治の観点から、議員が法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員には就任しない。

4 議員間討議の促進

政策提言を行うため、町政に関する課題等について、議員間での討議を活発に行い、論点を明確にし、さらに議論を深めることにより意見を集約するなど、議員間討議の充実を図る。

【開かれた議会運営】

1 条例、規則等の見直し

議会運営の一層の工夫と、時代の流れを見越した体制をとり、住民にとつてわかりやすく身近な議会となるよう次の条例、規則等の見直しを行う。

- ・新十津川町委員会条例
- ・新十津川町議会会議規則
- ・新十津川町議会傍聴規則
- ・新十津川町議会運営基準

2 広報広聴活動の強化

議会の情報発信、町民との対話による意見を聞く場を積極的に設け、町民が議会に対する関心がより高まるよう内容の工夫を行う。

- ・議会だよりの発行、議会報告会の継続実施
- ・フェイスブックをはじめ、インターネット環境を活用した情報発信
- ・議会中継等の実施による情報発信の強化（新庁舎建設に向け）

3 議会サポーター制度の実施

議会運営に関し、町民からの要望、提言、その他意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、議会の円滑かつ民主的運営の推進を図る。

【明日へと続く議会】

1 議会基本条例の制定

議会、議員がどう行動するかを町民に示し、その行動を義務付けするための基本条例の制定を検討する。

2 町議会議員選挙公報

議会議員を選ぶ有権者が、候補者の考えをしっかりと知り投票してもらうために、選挙公報の発行、立会演説会等を実施し、町議会議員選挙への関心を高めるとともに、住民主体のまちづくりを進め、住民と共に歩む議会を創り出す。

最後に

この4年間、議員間で協議をしながら「あるべき姿」を考察し取り組んできました。今回、議員定数等調査特別委員会では、定数を維持、報酬を26,000円の増額という結論を出しました。これは、これからの議会が、現状よりさらに活動を充実強化させ、町民にとつてなくてはならない議会を目指さなければならぬという意思を込めての結論です。この4年間取り組んできた活動の評価と課題をしっかりと受け継ぎ、次期の新十津川町議会が住民自治の実現に向け積極的に取り組む議会となることを期待します。

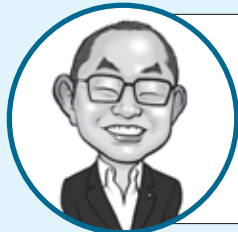
ずばり、町政を問う!

第4回定例会では6名の議員が一般質問をしました。
各議員の質問項目とその内容を要約して掲載します。



鈴木康裕 議員

- 道立新十津川農業高校について



青田良一 議員

- 林業の活性化について
- 町理事者の報酬について
- 議員のなり手不足問題について
- 学力向上の取り組みについて
- ピアノ購入の成果と今後の活用について



白石 昇 議員

- 人口減少と米の需給について
- 外国人労働者の相談窓口の開設について



小玉博崇 議員

- 住宅リフォーム助成の継続実施について



進藤久美子 議員

- 妊産婦安心出産支援事業について



西内陽美 議員

- 熊田町政1期目の総括と、次期町長選出馬へのご意見を伺う

一般質問とは、定例会に出された議題とは関係なく行政全般にわたる議員主導による政策論議です。議員にとっての一般質問は、政治家として最も意義のある発言を行う場です。

質問内容は事前に通告することとなり、質問の持ち時間は一人60分。一つの質問事項に対して3回まで質問することができます。

質問 道立から町立に運営を移管し魅力ある高校づくりを

教育長 道立のまま、魅力ある高校づくりを目指す

再々質問 魅力ある学校づくりに向けた様々な工夫や制度を活用し、国立大学などへの進学を推し進め、本町農業をけん引する人材を育てる農業高校を目指すべき。

答弁 今年開校70周年を迎え、北海道、新十津川町、各関係機関で道立高校として魅力ある高校づくりを目指していくことを誓った。進学だけでなく、農業、福祉など幅広い分野で人材育成をし就職していることも素晴らしいことと考える。

再質問 道立から市立に移管した三笠高校のように所管を北海道から新十津川町に移し、町の方針がダイレクトに伝わり、少子化に影響されない、地元からさらに愛される学校にしたい。

答弁 農業をやりたいという生徒を、広域的に集めるためにも道立での高校を維持する。道立でも魅力ある学校づくりは可能と考え、町立に移管する考えはない。

再質問 道立から市立に移管した三笠高校のように所管を北海道から新十津川町に移し、町の方針がダイレクトに伝わり、少子化に影響されない、地元からさらに愛される学校にしたい。

答弁 農業をやりたいという生徒を、広域的に集めるためにも道立での高校を維持する。道立でも魅力ある学校づくりは可能と考え、町立に移管する考えはない。

質問 新十津川農業高校を本町農業振興の即戦力となる人材育成を行う学校にすべきではないか。

答弁 本町農業振興の即戦力となる人材の育成については、一定水準をもって取り組んでいる。これからも関係機関との連携により魅力ある学校づくりを応援する。



鈴木議員



農業高校の様子

質問 効果のあるリフォーム助成を継続すべき

町長 継続判断は選挙後の新たな町長がすべき

再質問 この制度は、1回のみの活用が原則となっており、助成の状況を見ると、限度額50万円満額助成されている方もいれば、6万円の助成で留まっている方もいる。制度の活用を1回のみではなく、限度額50万円に達するまで複数活用できるように更なる制度の充実をはかるべきでは。

答弁 時限立法でなおかつ1回のみの助成とすることで、住宅所有者と業者がより綿密な打ち合わせを行いながら制度を最大限に活用している。平成31年度中に制度を検証した中で、内容を精査し検討していきたい。

再質問 この制度は、1回のみの活用が原則となっており、助成の状況を見ると、限度額50万円満額助成されている方もいれば、6万円の助成で留まっている方もいる。制度の活用を1回のみではなく、限度額50万円に達するまで複数活用できるように更なる制度の充実をはかるべきでは。

答弁 時限立法でなおかつ1回のみの助成とすることで、住宅所有者と業者がより綿密な打ち合わせを行いながら制度を最大限に活用している。平成31年度中に制度を検証した中で、内容を精査し検討していきたい。

再質問 総合戦略の施策として取り組み、5年間の目標指数100件を既に大きく上回る実績となり、改めて需要の多さを実感している。この制度を32年度以降も継続するかどうかについては、来年の統一選挙後、新たな町長が判断することなので、この場での明言は差し控えたい。最終年度の31年度も町民の皆様に最大限利用していただけるよう取り組んでいく。

答弁 総合戦略の施策として取り組み、5年間の目標指数100件を既に大きく上回る実績となり、改めて需要の多さを実感している。この制度を32年度以降も継続するかどうかについては、来年の統一選挙後、新たな町長が判断することなので、この場での明言は差し控えたい。最終年度の31年度も町民の皆様に最大限利用していただけるよう取り組んでいく。

質問 平成31年度で終了する住宅リフォーム助成制度は、1年間で1億を超える工事が発注され、町内企業の活性化、定住促進という面からも大変大きな効果があった。そのため、平成32年度以降も制度を継続すべきでは。

答弁 総合戦略の施策として取り組み、5年間の目標指数100件を既に大きく上回る実績となり、改めて需要の多さを実感している。この制度を32年度以降も継続するかどうかについては、来年の統一選挙後、新たな町長が判断することなので、この場での明言は差し控えたい。最終年度の31年度も町民の皆様に最大限利用していただけるよう取り組んでいく。



小玉議員



質問 妊産婦が安心して子供を産める環境づくりをすべき

町長 検査費助成や相談の充実を継続する

再質問 町では、妊婦に対する手厚い支援を実施しているが、出産の部分が手薄と感じる。他の自治体でも独自で支援策を実施している中、本町においても安心して出産できる支援をもう一步踏み込んで実施していくべきではないか。

答弁 すべてを行政で支援するということではなく、出産は家族の支援があることが大切と考える。その中で行政の役割を考えながら、出産後の子育て支援などの充実をしっかりと考えていく。

再質問 町では、妊婦に対する手厚い支援を実施しているが、出産の部分が手薄と感じる。他の自治体でも独自で支援策を実施している中、本町においても安心して出産できる支援をもう一步踏み込んで実施していくべきではないか。

答弁 すべてを行政で支援するということではなく、出産は家族の支援があることが大切と考える。その中で行政の役割を考えながら、出産後の子育て支援などの充実をしっかりと考えていく。

再質問 北海道の事業で、安心して子供を産む環境づくりとして妊産婦安心出産支援事業があるが、本町は距離的な条件から対象外地域となっている。本町においても妊産婦が安心して子供を産める環境整備に向け、妊産婦支援を実施すべきと考えるところにも、北海道の妊産婦安心出産支援事業の距離要件を廃止し地域の実態に即した支援を求めるべきでは。

答弁 本町では、妊婦の各種検査費用を全額助成しているとともに、保健師、管理栄養士による相談体制も充実させて安心して子供を産める環境づくりに努めている。また、滝川市、砂川市と医療機関が近距離にあり、心身や経済的負担も大きいことから、北海道に対して北海道の妊産婦安心出産支援事業支援を求める考えはない。

再質問 北海道の事業で、安心して子供を産む環境づくりとして妊産婦安心出産支援事業があるが、本町は距離的な条件から対象外地域となっている。本町においても妊産婦が安心して子供を産める環境整備に向け、妊産婦支援を実施すべきと考えるところにも、北海道の妊産婦安心出産支援事業の距離要件を廃止し地域の実態に即した支援を求めるべきでは。

答弁 本町では、妊婦の各種検査費用を全額助成しているとともに、保健師、管理栄養士による相談体制も充実させて安心して子供を産める環境づくりに努めている。また、滝川市、砂川市と医療機関が近距離にあり、心身や経済的負担も大きいことから、北海道に対して北海道の妊産婦安心出産支援事業支援を求める考えはない。



進藤議員





青田議員



授業風景

質問 全国学力テストでの好成績を維持する取組みは

教育長 更なる教育環境の整備を進める

答弁 小学校における学習支援サポーターや理科専科教員の配置、中学校での学力向上推進講師の配置や放課後学習など、今までの取組みを確認しながら充実させていく。環境整備に関しては、児童生徒に新学習要領に適したICT環境の整備と外国語指導の充実を、教職員には授業以外の校務に要する時間を削減することにも、働き方改革を通じてより一層児童生徒と接する時間を増やす取り組みを実施する。

質問 全国学力テストの結果すべての科目で全国平均を上回る好成績は大変喜ばしく、町が行う最大の子育て支援と評価する。今後この状況が継続し更なる高みを目指すためにどのような取組みを行うのか。

質問 新たな税収入で町の目玉となる新たな林産業を考えるべきでは

町長 森林の保全、山づくりの整備で活用する

質問 森林環境税の導入が決定されたなか、本町林産業の活性化に向けてどのような準備をしているのか。また、配分される森林環境税(仮称)をどのように活用しようとしているのか。

答弁 本年度は林地台帳の整備、来年度は森林所有者に新たな法制度の趣旨を周知し、森林経営管理の意向調査を行う。また、森林環境譲与税の活用策の一つとして木質チップによるバイオマスボイラーの導入を推進する。

再質問 森林を活用した新たな産業を発掘し、それが町の目玉になり、人が集まるようなことを先駆けて手を挙げて実行すべきでは。

答弁 木材を活用した新たな産業に税金を使うことは確かに有効な方策であるが、森林環境税に対する現在の町の考えは、まず、森林を守り山をしっかりとつくるということを進めていきたい。

質問 報酬改定時には適宜審議会の開催をすべき

町長 条例に沿って審議会を設置する

質問 町長等町理事者の報酬改定で増額する場合は特別職職員報酬等審議会が開催されることになっているが、減額の際は審議会への諮問を行っていない。住民自治の考えに沿い、審議会を適宜開催すべきでは。

答弁 平成18年に開催された審議会で、減額改定する場合は審議会の意見を必要としないとの答申を受けたことから審議会条例を改正した。報酬額等は条例に基づき広く住民周知・理解を図っているため、審議会を開催しないことが住民自治に沿わないとは言えないと考える。

再質問 人口が減少するなか、報酬が変わらないことに疑問を持っている町民がいることも考えると、減額であること改定時には審議会に意見を聞くという姿勢はやはり必要ではないか。

答弁 審議会は私(町長)が見る聞くために設置するもの。社会情勢等から現報酬額を変えなければならぬ状況の時には開催するが、今の段階では問題ないと考え、審議会条例に沿って対応していく。

質問 議員のなり手不足に対する町の対応は

町長 議員と共に知恵を出して取り組む

質問 議員のなり手不足が全国的に問題となっているなか、本町も同様の問題が生じる可能性がある。議会を維持し機能発揮による住みよい町を構築するためにも、なり手不足に対して町全体で考えるべきでは。

答弁 議員のなり手不足は大きな問題と考える。議員報酬改定や新庁舎建設における議場等の設計など議会の充実、活性化に向けた活動を側面的に支援するとともに、議会としても町民の目線に立ち顔の見える議会活動を通じて議員としてのやりがいや議会の大切さを伝えていただくことが、なり手不足の解消につながると思われる。

質問 スタインウェイ社のピアノを活用した今後のまちづくりは

教育長 音楽の流れるまちを推進

質問 スタインウェイ社のピアノ購入により、コーラスサークル、ピアノ教室などこれまで多くの活動が継続されてきているなか、今後の更なる活用は。

答弁 ゆめりあの優れた音響効果とともにピアノが有効に活用されるよう、鑑賞事業や町民の音楽活動を通じて音楽の流れるまちづくり、歌声を愛するまちづくりを推進していく。

質問 基幹産業の農業を守る取り組みをすべき

町長 スマート農業の推進を図る

質問 人口減少により米の需要減少が加速した場合、生産による需給バランスが崩れる心配がある。町の基幹産業である農業を守るために、従来の施策を見直し、思い切った施策転換が必要ではないか。

答弁 国の助成制度を有効活用しながら生産の維持拡大を図るとともに、スマート農業の推進に対する施策の展開を含め、ヒコネ農協、ヒコネ農業公社などの関係機関と連携し、安心して農業を継続できるよう農業の振興発展に力を注いでいく。



白石議員

質問 外国人労働者の働きやすい環境整備をすべき

町長 企業からの情報を確認しながら環境整備を進めていく

質問 労働者不足を補つために外国人労働者を雇用する事業所が増加してきており、処遇を巡ってのトラブルも多発している。本町でも外国人労働者に頼らなければならぬ状況が想定され、外国人労働者が働きやすい環境整備の一つとして相談窓口を開設してはどうか。

答弁 外国人労働者からの相談は、外国人技能実習生を受け入れた監理団体が行うことになっている。本町に相談があった場合は、内容に応じて所管する専門機関に引き継ぐなど適切に対応していく。今後、本町でも外国人を雇用する事業所は増えていくと思われるため、法律等を確認し、受け入れ事業所と情報を共有しながら外国人労働者が働きやすい環境づくりに努めていく。

再質問 外国人の労働力の必要性が高まる中、外国人労働者が来なければ産業がストップすることも危惧される。本町の産業維持にも外国人労働者が増加していくことが確実に見込まれることから、積極的な対応をすべきではないか。

答弁 町内では既に10名の外国人が労働しており、企業が自主的に人材を確保している。そのような企業の受入れの状況を確認しながら、労働者、雇用する側、地域がお互いに良い状況になることを踏まえた上で関係機関と連携し、環境づくりを進めていく。

質問 1期目4年の評価と町長選出馬の意思は

町長 町民の幸せに全力を尽くす覚悟で次期町長選に出馬したい

質問 平成27年に第7代新十津川町長に就任。この3年7か月の間、新十津川町総合戦略を策定し、多くの施策、事業を積極的に実施してきたことは高く評価できると感じる。政策の達成度や進捗状況、成果をどう評価しているのか。また、その上で、次期町長選挙への出馬の意思を伺う。

答弁 私の1期目の評価は議員の皆様や町民の皆様にしていただきたいと思うが、任期中、町民の皆様にお約束した事柄については、概ね達成できたように思う。しかし、地方自治を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化など社会的な流れから本町においても依然厳しい状態が続いている。その他にも、JR札沼線廃線後のまちづくり、産業振興、自然災害に対する備えなど、町民だれもが安全で安心して、いきいきと活躍できる新十津川に向けただまだ取り組まなければならない課題が山積している。この状況を踏まえ、これまでの1期4年間の実績と経験を活かし、住んでよかったと実感でき、元気で魅力あふれる新十津川町をつくりたいと考えている。

歴史と伝統のあるわが町新十津川町の発展、さらには町民の幸せのために力の限りを尽くす覚悟を持って、次期町長選出馬の挑戦をさせていただきます。



西内議員



開催された定例議会、臨時議会の審議結果報告

◆第6回臨時会 ◎10月17日

議案名	内 容
平成30年度新十津川町一般会計補正予算	<p>歳入歳出にそれぞれ1,672万2千円を追加総額を63億451万円とする。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業振興促進条例による事務所、作業所設置に係る投資額に対する助成 1,000万円 ・新規機械導入、店舗バリアフリー化改修、販売管理システムの導入、物産展の出展等の補助件数が7件から8件に増えたことによる経費 548万円 ・文化伝習館暖房用ボイラー故障により、FF式ストーブ2台、移動式ストーブ2台を購入する経費 124万2千円

◆第4回定例会 ◎12月12日～14日

議 件 名	内 容
◇専決処分◇ ※専決処分とは 町長が議会の議決を経ずに自らの権限で決めること。	<p>図書館ギャラリー展示品盗難による損害賠償金額を専決処分したことへの承認。</p> <p>①盗難発生日時 平成30年10月12日 17時45分頃 ②盗難品 鉄の作品3点 ③損害賠償金 4万3,000円</p>
新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定	<p>高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯に対し、冬期間の暖房費の一部を助成。</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者：昭和29年3月31日以前に生まれ 年金等の収入金額、合計所得金額の合計額80万円以下 身体障害者手帳1～2級所持者と同居 ・障がい者：重度身体障害者が世帯主 特別障害者手当の受給者が属する世帯 ・ひとり親世帯：児童扶養手当を全額支給され、受給者と対象児童以外に同居者がいない世帯 <p>②助成の内容 1万円相当の商品券を1世帯につき1回限り交付</p>
新十津川町職員、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正	<p>平成30年8月の人事院勧告に基づき、町長、副町長、教育長、職員の給与等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日直手当：4,200円→4,400円 200円の増額 ・勤勉手当：100分の90→100分95 0.05ヵ月分引き上げ ・給 与 表：1級の初任給1,500円 高齢層400円の引き上げ 平均改定率0.2% ・期末手当：100分230→100分235 0.05ヵ月引き上げ ※町長等 ・改定により増額となる全体経費 309万円 ・一般職職員給与額年間約2万8,000円の増額

<p>新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正</p>	<p>新十津川町特別職職員報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長、委員長、議員の報酬を改定。 一律2万6,000円の増額 ・議長：月額30万5,000円 ・副議長：月額24万7,000円 ・委員長：月額22万8,000円 ・議員：月額21万5,000円</p>
<p>新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正</p>	<p>民間アパート建設に対する助成制度の期間を3年間延長 平成31年3月31日→平成34年3月31日に改正</p>
<p>平成30年度新十津川町一般会計補正予算</p>	<p>歳入歳出にそれぞれ1,198万7千円を追加。 総額を63億1,649万7千円とする。 【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会議員の期末手当率の改正による増額 11万2,000円 ・統合宛名システムの改修※1 5万3,000円 ・自治会館トイレの自動水栓改修（中央、青葉、徳富は除く） 53万円 ・町税賦課等システムの改修※1 58万1,000円 ・住基システム、国保システム等改修※1 42万3,000円 ・選挙システムの改修※1 5万3,000円 ・健康管理、子育て支援等システム改修※1 31万7,000円 ・運転業務従事臨時職員分の賃金 61万9,000円 ・産前産後期間の保険料免除に関するシステム改修 54万円 ・高齢者、障害者、ひとり親世帯の冬期暖房費の助成 200万円 ・子育て支援センター暖房機の更新 39万7,000円 ・保育所広域入所児童増による負担金増額 129万5,000円 ・保育園増築に伴う仮設園舎設置確認申請手数料 6万1,000円 ・後期高齢者医療療養給付費負担金平成29年度確定による増額 253万6,000円 ・国による被災農業者への補助金（2戸分） 195万円 ・図書館盗難防止設備 52万円 <p>※1：元号改定に伴う改修</p>
<p>財産の取得</p>	<p>インターネットシンクライアントサーバー機器一式 取得価格 3,294万円 契約の相手 株式会社北海道日立システムズ 代表取締役 中村公夫</p>
<p>公の施設の指定管理者の指定</p>	<p>新十津川保育園の指定管理者を指定 指定管理者 学校法人華園学園 理事長 山上博子 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日</p>

冬期生活助成事業に関する 条例の制定に待った！

質疑

問 これまで規則で支給していたが、その時は12月1日で灯油価格が100円を超える場合と認識している。今回の条例には支給基準が記載されていないが、明記すべきでないか。

答 以前は100円という基準が設けられたこともあったが、今回の条例は過去に準拠したものではなく、昨今の灯油価格の状況を踏まえた今年度限りの条例と理解していただきたい。

問 商品券の支給となっているが、全ての灯油販売所で商品券を取り扱っているのか。また、業者に不利益は生じないのか。

答 冬期の暖房は灯油には限らず、電気やたつ布団や衣服など使用は限っていない。商品券を使用できない店舗もあるが、この条例の趣旨に沿った使い方です。町内の業者を使用してもらうことを想定している。

問 対象障がい者が知的障がいや精神障がいが含まれず、身体障がいに限られているのはなぜか。

答 障がいの程度が重い方を対象にしているため、これまでの支給してきた要件と同様に身体障害者手帳1、2級の所持者とした。

問 知的障がいや精神障がいにおいても重度の方が存在し、実際に高齢者と同居し、働けなく生活が困窮する世帯も想定される。身体障害者手帳に限定してしまうことで、対象者の範囲が狭まり生活に困窮している方を救えない条例になる。知的障がいや精神障がいも対象に含めるべきではないか。

答 療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級で高齢者世帯と同居している件数は把握していないが、今年度の条例に含める考えはない。次回同様の条例等を制定する際は検討する。

問 住民票上は別世帯でも生計を一にしている場合、町民税の課税者がいる場合は交付対象にならないと考えて良いか。

答 住民票に関わらず、生計の状況で判断する。課税者がいる場合は交付対象とならない。

問 年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下とあるが、2人世帯は160万円、3人世帯は240万円以下の世帯と考えて良いか。

答 一人ひとり見ていく。各々が80万円以下であれば対象。

問 申請後に入院等の申請対象外要件となってしまう場合でも、悪意がなければ返還の義務はないと考えて良いか。

答 申請時に要件を満たし、その後入院や転出などした場合でも返還の対象にはならない。

討論

反対討論（青田議員）

生活弱者を支援することには賛成だが、商品券を交付することには反対する。暖房費用と明記されている以上、以前のように灯油代への助成をすることが望ましい。何に使っても良いというなら、暖房費ではなく生活全般に渡る支援とすべき。

賛成討論（西内議員）

住民の中には灯油だけでなくいろいろな資源を活用して暖房を利用している方がいることから、灯油に限定せず、汎用性の高い商品券を交付するという考え方は間違っていない。社会的弱者と言われる方々の生活に少しでも支援を行うことが大切。

採決

賛成 7名
反対 3名
により可決！

意外と知らない、議会のルール

～選挙運動と禁止行動～

今年、2019年は統一地方選挙の年です。4月には町長、町議会議員の選挙が行われ、町内でも選挙活動が盛んに行われてきます。しかし、選挙運動は多くの規制があり、自由にできないことになっています。選挙運動を間違ってしまうと公職選挙法違反となり、逮捕されることも。

選挙運動と政治活動が分かりづらいこともありますが、ここでは少し選挙運動をご紹介します。

◎選挙運動とは

特定の選挙について、特定の候補者の当選をはかることを目的に選挙人に働きかけること。

要件：①選挙の特定性 ②候補者の特定性 ③当選目的 ④投票を得るための行為

◎選挙運動が行える期間

立候補届が受理された時点から投票日の前日まで

◎やってはいけない選挙運動 ※主なもの

①戸別訪問 ②署名運動の禁止 ③飲食物提供の禁止 ④氣勢を張る行為の禁止

その他、かなり細かく決められています。疑問に思うことや、分からないことは選挙管理委員会に相談してみましょう。

新十津川町選挙管理委員会 電話：0125-76-2131

インフォメーション information

●議会開催予定

◎第1回定例会：3月5日(火)から3月15日(金)まで ※10:00開会
※一般質問は 5日午後1時からの予定

3月定例議会では、平成31年度の予算がどのように使われ、どのような事業が行われるのか審議しますので、ぜひ、議場にお越しください。

多くの町民のみなさまの傍聴をお待ちしています。

議会の動き

11月16日	広報広聴常任委員会	12月13日	消防団第一分団詰所開所式 議長他
11月18日	中空知町議会議長連絡協議会道外政務調査(～20日 鹿児島県)議長	12月25日	全員協議会、庁舎建設特別委員会
11月21日	町村議会議長全国大会(東京都)議長	1月7日	新十津川消防出初式 議長他
11月27日	全員協議会、議員定数等調査特別委員会	1月11日	経済文教常任委員会
12月3日	総務民生常任委員会	1月13日	成人式典 議長他
12月5日	経済文教常任委員会	1月15日	総務民生常任委員会
12月7日	議会運営委員会	1月18日	空知町村議会議長会役員会(栗山町)議長
12月10日	議員定数等調査特別委員会、常任委員会報告会 しんとつかわ雪まつり安全祈願祭 議長	1月19日	新十津川農民協議会創立50周年記念式典 議長
12月12日	平成30年第4回定例会(～14日)	1月23日	消防第一分団ポンプ車配置式 議長他
		1月25日	平成31年第1回臨時会

活動内容をタイムリーにお知らせします!

新十津川町議会

facebook

<http://www.facebook.com/shintotsukawa.gikai/>

